

378

378

378-334



1200501453263

輸出補償法解説

商工省貿易局編



始



昭和七年四月

輸出補償法解説

商工省貿易局

(昭和七年貿易第三號)

(印刷ヲ以テ筆寫ニ代フ)

378-334

緒言

輸出補償法ハ御承知ノ通り第五十八議會ノ協賛ヲ經、昭和五年五月十六日附法律第六號ヲ以テ公布セラレ、次デ同年七月三十一日附商工省令第七號ヲ以テ輸出補償法施行規則ノ制定トナリ同時ニ勅令第四百四十四號ヲ以テ同年八月一日ヨリ實施セラルルコトトナツタノデアル。

今本法施行後ノ經過ニ關シ一言セザルベカラザルハ昭和六年十一月二十四日附商工省告示第六十二號ヲ以テ指定地域ノ擴張ヲ圖リタルト補償料率ノ低減並ニ取扱手續ノ簡易化ヲ圖ル爲昭和七年三月三十一日附商工省令第二號ヲ以テ輸出補償法施行規則中一部ノ改正ヲ爲シタルニ點ニアル。

由來輸出補償法關係法規ハ政府對銀行ノ關係ヲ主トシテ規定シ輸出業者ト政府又ハ銀行トノ關係ハ間接的ニ知致セララルニ過ギナイモノデアルカラ今回昭和五年九月印刷シタル「輸出業者ノ立場ヨリ觀タル輸出補償法」ニ修正増補ヲ爲シ茲ニ本解説ヲ公ニシ以テ各位ノ參考ニ供スル次第デアアル。

一、輸出補償法ノ大要	一頁
二、補償制度上ノ種類	三頁
三、補償ヲ受ケ得ル手形	五頁
四、補償手形ヲ買取ルベキ銀行	八頁
五、補償手形ノ買取ヲ求ムル手續	一九頁
附録	

目次

發行所寄贈本



### 輸出補償法ノ大要

輸出補償法ハ輸出業者ニ對スル輸出貿易金融ノ便益ヲ講ジ本邦商品ノ新販路ヲ開拓スルコトニ依リ本邦輸出貿易ノ振興ヲ圖ルコトヲ目的トスルモノデアツテ、其ノ大要ハ毎年政府ガ爲替銀行ト包括的ノ補償契約ヲ爲シ其ノ銀行ガ指定地域向ノ輸出手形ヲ買取リ之ニ依ツテ損失ヲ受ケタルトキハ毎年帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ甲種補償契約ニ於テハ實損失額ノ七割ヲ、乙種補償契約ニ於テハ實損失額ノ六割ヲ補償スベキコトヲ豫メ約スルコトニ依リ銀行ヲシテ安シテ此等手形ノ買取ヲ爲サシメントスルモノデアアル。

前記ノ指定地域ニ關シテハ昭和五年七月三十一日附商工省告示第三十八號ヲ以テ中米、南米、阿弗利加、バルカン、小亞細亞及中央亞細亞並ニソヴィエト聯邦ヲ指定シテ居タノデアアルガ、昭和六年十一月二十四日附商工省告示第六十二號ヲ以テ更ニ瑞典、諾威、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リシアニア、ポーランド、チエツコスロヴァキア、澳地利、ハンガリー、西班牙、ポルトガル、英領マルタ、英領ジブラルタル、ニュー、ジー、ランドヲ新ニ加ヘ本法ノ適用地域ノ擴張ヲ圖ツタノデアアル、尙其ノ詳細ナル内譯ニ付テハ右ノ兩告示ヲ參照セラルルコトヲ望ム。

### 二、補償制度上ノ種類

輸出補償法ニ依リ設ケラレタ補償制度ニハ荷爲替手形ニ關スルモノト約束手形ニ關スルモノトノ二種ガアル、但シ後者ハソヴィエト聯邦ニ商品ヲ輸出シタ爲ニ受取ツタモノニ限ラレテ居ル。而シテ兩者ヲ各々二種ニ分チ甲種補償及乙種補償トシテ居ル。換言セバ荷爲替手形ニ關スル甲種補償及乙種補償並ニ約束手形ニ關スル甲種補償及乙種補償トス

ルノデアル。

然ラバ甲種補償トハ如何ナルモノデアルカト云フニ既ニ一言シタ通り不渡トナツタ手形ニ付政府ノ銀行ニ對スル損失補償ノ割合ガ百分ノ七十ナルモノデ、銀行ガ補償ヲ受ケタル後ハ、振出人又ハ裏書人等ニ對スル全額ノ償還請求權ヲ行使スルヲ要スルモノデアル。例ヘバ不渡トナツタ手形ヲ假リニ全損トシテ其額面金額ヲ千圓トセバ、假令政府ハ其ノ七割即チ七百圓ヲ銀行ニ補償スルモ該手形ノ振出人等ハ結局銀行カラ該手形ノ額面金額千圓ニ付償還ノ請求ヲ受ケルノデアル。

次ニ乙種補償トハ、不渡トナツタ手形ニ付政府ノ銀行ニ對スル損失補償ノ割合ガ百分ノ六十ナルモノデ、其ノ補償ヲ受ケタル金額ニ付テハ銀行ハ振出人又ハ裏書人等ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ナイモノデアル。前記ノ例デ云ヘバ六百圓ヲ銀行ニ補償シ此ノ六百圓ニ對シテハ其ノ手形ノ振出人等ハ償還ノ請求ヲ受ケナイノデアツテ、唯殘リノ四割即チ四百圓ニ付テノミ償還ノ請求ヲ受ケルモノデアル。

語ヲ換ヘテ云ヘバ甲種補償トハ專ラ輸出業者ニ對シ金融上ノ便益ヲ附與スルコトヲ目的トシタモノデアルガ、乙種補償トハ、之ニ保險的ノ色彩ヲ加味シ終局ニ於テ輸出業者ノ蒙ル損失ノ一部ヲ實質的ニ國家ニ於テ填補スルヲ目的トシタモノデ、甲種補償及乙種補償ノ根本的ノ相違ハ此ノ點ニ在ルノデアル。

補償ノ種類ニ關聯シ、補償ノ對象タル損失トハ何ゾヤト云フニ、一應手形ノ滿期日ニ支拂ヲ受クルコトガ出來ナカツタ金額デアルガ、

(一) 荷爲替手形ニ關スル補償ノ場合手形ニ附屬荷物又ハ其ノ他ノ擔保ガアルトキハ、(イ)甲種補償ノ場合ニハ、此等ヲ凡テ處分シテ得タル純手取金額ヲ控除シタモノデアル。又補償前ニ支拂又ハ償還ヲ受ケタ金額ガアルトキ

ハ、之ヲ控除シタモノデアル。(ロ)乙種補償ノ場合ニハ手形ノ附屬荷物丈ヲ處分シテ得タル純手取金額ヲ控除スレバ良イノデアツテ、附屬荷物以外ノ擔保ハ銀行ガ自己ノ債權ヲ確保スル爲ノモノト見做スノデアル。尙乙種補償ノ場合ニハ、滿期日後、補償ヲ受クル前ニ支拂人等ヨリ支拂ヲ受ケタ金額ガアレバ、之ヲモ控除シタモノヲ損失トスル。

(二) 次ニ約束手形ニ關スル補償ノ場合ニハ附屬荷物ガ無イカラ、手形ガ不渡トナツタトキハ全損トナルノデアツテ、(イ)甲種補償ノ場合ニハマージン等ノ擔保ガアレバ此レヲ處分シテ得タル純手取金額ヲ控除シタ金額ニ付其ノ七割ヲ政府ニ對シ補償ヲ請求スルコトトナリ、(ロ)乙種補償ノ場合ニハ銀行ハ直ニ其ノ六割ヲ政府ヨリ補償ヲ受ケ得ラレル譯デアル。

### 三、補償ヲ受ケ得ル手形

如何ナル手形ガ本法ノ適用ヲ受クルカ、即チ將來手形ガ不渡トナツタ場合、政府ヨリ補償ヲ受ケ得ル爲ニハ其ノ手形ガ如何ナル條件ヲ具ヘテ居ラナケレバナラナイカト云フコトニ付左ニ種類別ニ分ツテ説明ヲ試ミヤウ。

(一) 荷爲替手形ニ關スル甲種補償

此レニハ次ノ條件ヲ具備シテ居ラナケレバナラナイ。

(イ) 手形ノ振出人ガ内地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ナルコト

(ロ) 附屬荷物ガ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ生産、製造又ハ加工セラレタルモノナルコト

(ハ) 附屬荷物ノ輸出セララルル地域ハ商工大臣ノ指定シタ地域ニ限ルコト

(ニ) 手形ノ期間ハ一覽後四ヶ月ヲ超エザルコト

(ホ) 額面金額ガ附屬荷物ノ發送ノ地及時ニ於ケル其ノ價額ニ到達地迄ノ運賃、保險料、其ノ他ノ費用ヲ加算シタ金額、又ハ注文ニ依リ輸出サレタルトキハ其ノ契約價額ヲモ超ヘザルコト

(二) 荷爲替手形ニ關スル乙種補償

此ノ補償ヲ受ケルニハ荷爲替手形ニ關スル甲種補償ノ前記ノ諸條件ノ外更ニ次ノ條件ヲ具備シテ居ラナケレバナラナイ。

(イ) 手形ノ振出人ハ輸出組合若ハ其ノ組合員デアルカ、又ハ二年以上引續キ輸出ヲ業トシ信用確實ナル者ナルコト

(ロ) 手形ノ支拂人ハ銀行ガ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者ナルコト

(ハ) 附屬荷物ガ必ズ注文ニ依リ輸出サレタルモノナルコト(從テ所謂ハウス、ビルハ認メラレナイ)

(三) 約束手形ニ關スル甲種補償

此ノ補償ヲ受ケ得ル手形トシテハ左ノ如キ條件ヲ具備スルヲ要スル。

(イ) 手形ノ振出人ハ内地ニ於ケルソウヰエト聯邦通商代表部ノ名ニ於テ署名ヲ爲スノ權限ヲ有スルモノナルコト

(ロ) 輸出セラルル商品ハ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ生産、製造又ハ加工セラレタルモノナルコト

(ハ) 商品ノ輸出セラルル地域ハソウヰエト聯邦ニ限ルコト

(ニ) 手形ノ期間ハ振出後六ヶ月ヲ超エザルコト、尙手形ノ書換ヲシタ場合新手形ノ満期日ガ最初ノ手形ノ振

出ノ日ヨリ六ヶ月ヲ超エナイトキハ其ノ新手形ヲ補償手形トスルコトニ差支ナク、又六ヶ月ヲ超ユルトキト

雖モ銀行ガ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ差支ナイ

從來書換手形ニ關シテハ振出ノ當初カラ補償手形トセラレタルモノノ書換手形以外ハ補償手形トスルコトヲ認メテ居ナカツタノデアルガ昭和七年度カラハ最初ノ手形ガ補償手形デナクトモ途中デ書換ヘラレタモノヲモ補償手形トスルコトガ出來ル様ニ改正セラレタ、此ノ點ハ大分便利ニナツタ譯デアルガ茲ニ注意ヲ要スルノハ書換手形ト雖モ其ノ満期日ガ當初ノ振出ノ日カラ起算シテ六ヶ月ヲ超ユルモノヲ補償手形トスルニハ先ヅ商工大臣ノ承認ヲ受ケルコトヲ要スルコトデアル。

(四) 約束手形ニ關スル乙種補償

此ノ適用ヲ受クルコトヲ得ル手形ハ(三)ニ掲ゲタ諸條件ノ外ニ手形ノ受取人ガ輸出組合又ハ其ノ組合員デアルコトヲ必要トスル

#### 四、補償手形ヲ買取ルベキ銀行

不渡ノ起ツタトキニ補償ヲ受ケ得ル爲ニハ、如何ナル銀行ヘ手形ノ買取ヲ求ムベトヤト云フニ、此レハ毎年政府ト補償契約ヲ爲シタル銀行ヘ買取ヲ依頼シナケレバ其ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイ。然ラバ其ノ銀行トハ何レノ銀行ナリヤ、今左ニ政府ガ昭和七年度ニ於テ補償契約ヲ爲シタル銀行ノ名稱、補償契約ノ種類、補償手形ヲ買取ルベキ銀行ノ營業所ノ名稱及位置ヲ記載シ以テ各位ノ參考ニ供シ度イト思フ。

一 補償契約ヲ爲シタル銀行ノ名稱

橫濱正金銀行

株式會社 臺灣銀行

株式會社 川崎第百銀行

株式會社 山口銀行

朝鮮銀行

株式會社 北海道拓殖銀行

株式會社 北海道銀行

株式會社 加能合同銀行

株式會社 加州銀行

株式會社 三十五銀行

株式會社 大垣共立銀行

株式會社 敦賀二十五銀行

株式會社 名古屋銀行

二 補償手形ヲ買取ルベキ銀行ノ營業所ノ名稱

橫濱正金銀行

補償契約ノ種類

荷爲替手形ニ關スル甲種補償契約及乙種補償契約並ニ約束手形ニ關スル乙種補償契約

荷爲替手形ニ關スル甲種補償契約及乙種補償契約

荷爲替手形ニ關スル甲種補償契約及乙種補償契約

約束手形ニ關スル乙種補償契約

約束手形ニ關スル乙種補償契約

約束手形ニ關スル甲種補償契約及乙種補償契約

約束手形ニ關スル乙種補償契約

約束手形ニ關スル乙種補償契約

約束手形ニ關スル乙種補償契約

約束手形ニ關スル甲種補償契約

約束手形ニ關スル乙種補償契約

橫濱市中區南仲通五丁目六十番地

東京市日本橋區本兩替町二番地

東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地

神戸市神戸區榮町通三丁目二十六番地

大阪市東區北濱五丁目五番地

下關市西南部町十八番地ノ十三

長崎市梅香崎町四番

名古屋市中區新柳町五丁目一番地

東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地ノ一

橫濱市中區日本大通リ三十三番地

大阪市東區北濱三丁目二十二番地

神戸市神戸區仲町四十五番地

東京市日本橋區通一丁目十一番地四

橫濱市中區本町四丁目四十一番地

神戸市神戸區榮町通一丁目八番地ノ二

大阪市東區瓦町二丁目五十五番地

東京市日本橋區本町三丁目二十二番地

神戸市神戸區榮町通二丁目五十番地



朝鮮銀行 東京支店  
 朝鮮銀行 大阪支店  
 朝鮮銀行 神戸支店  
 朝鮮銀行 下關支店  
 株式會社 北海道拓殖銀行函館支店  
 株式會社 北海道銀行  
 株式會社 北海道銀行函館支店  
 株式會社 加能合同銀行  
 株式會社 加州銀行  
 株式會社 三十五銀行  
 株式會社 大垣共立銀行桑名支店  
 株式會社 敦賀二十五銀行  
 株式會社 名古屋銀行桑名支店

東京市麴町區大手町二丁目四番地  
 大阪市東區今橋五丁目十八番地  
 神戸市神戸區榮町通一丁目二番地  
 下關市觀音崎町字觀音崎五十四番地  
 函館市船場町二十二番地  
 小樽市色内町七丁目二十番地  
 函館市末廣町九十六、七番地  
 金澤市下堤町四十二番地  
 金澤市下堤町一番地  
 靜岡市吳服町一丁目十番地  
 三重縣桑名郡桑名町桑名八百六十一番地  
 福井縣敦賀郡敦賀町蓬萊三十七番地  
 三重縣桑名郡桑名町大字京町一番屋敷

五、補償手形ノ買取ヲ求ムル手續

既ニ述ベタ條件ヲ具備スル荷爲替手形ノ買取ヲ求メヤウトスルトキハ本年度ニ於テハ橫濱正金銀行、臺灣銀行、川崎  
 第百銀行、山口銀行ノ何レカヘ申込ムヲ要シ、又約束手形ノ割引ヲ求メヤウトスルトキハ朝鮮銀行、橫濱正金銀行、



北海道拓殖銀行、北海道銀行、加能合同銀行、加州銀行、三十五銀行、大垣共立銀行、敦賀二十五銀行、名古屋銀行ノ  
 何レカニ申込ムヲ要スル。尙甲種補償トスルカ、乙種補償トスルカハ各自ノ希望ニ依リ夫々銀行ト交渉ノ上決メルコ  
 トトナルノデアラウ。

(一) 荷爲替手形ニ關スル甲種補償

銀行ガ此ノ補償ノモトニ買取ヲ承諾スルトキハ手形ノ振出人タル輸出業者ハ左ノ書類ノ寫ヲ作成シ提出シナケレ  
 バナラナイ、即チ

(イ) 手形

(ロ) 船荷證券(小包郵便ニ依ル場合ニハ其ノ受領證)

(ハ) 送狀

次ニ振出人ハ補償料ヲ銀行ニ支拂ハナクテハナラナイ、此ノ料率ハ手形ガ D/V ナラバ百圓ニ對シ一日三厘四  
 毛 D/P ナラバ百圓ニ對シ一日一厘三毛ノ割合ヲ以テ銀行ガ其ノ手形ヲ買取ル日ヨリ豫定満期日迄ノ期間ニ付計  
 算ナスルノデ詳シク云ヘバ手形ノ買取日カラ手形ノ一覽セラルル迄ノ豫定日數(此ノ日數ニ付テハ豫メ銀行ガ商  
 工大臣ノ承認ヲ受ケ置クコトヲ要スル)ニ一覽後ノ期間ヲ加算シタモノデアアル。(以下之ヲ假ニ補償期間ト稱スル)  
 「註」補償料ノ算出方法ハ從來年利ニ依ツテ居タノデアアルガ昭和七年度カラハ計算ノ便宜上之ヲ原則トシテ日  
 步計算ニ改メラレタ、尙從來ノ料率トノ比較ハ附録ニ依ツテ参照セラレ度イ。

而シテ手形ノ額面ガ外國ノ通貨ヲ表示セラレテ居ルトキハ、買取當日ノ橫濱正金銀行ノ電信爲替相場ヲ邦貨ニ  
 換算スル。但シ昭和六年十二月十三日政府ガ金輸出ノ再禁止ヲ爲シテ以來、同行ハ爲替相場ノ建値ヲ發表シテ居

ナイ爲、將來發表スルニ至ル迄、換算ハ商工大臣ノ定ムル率ニ依ルコトトナツテ居ル。又手形ガ利附手形ノトキハ満期日迄ノ利息ヲ額面金額ニ加算シタ金額ヲ基礎トシテ計算ヲスルコトトナツテ居ル、但シ手形ノ振出人ガ利息ヲ負擔スル場合ハ此ノ限デナイ。今一例ヲ擧ゲテ説明スルニ銀行ガ左ノ手形ヲ買取ツタト假定スル。

- 一、手形ノ額面金額
- 一千磅
- 一、手形ノ期間
- 一覽後六十日
- 一、手形ノ支拂地
- モンバサ(阿弗利加)
- 一、交付條件
- D/A
- 一、手形ノ買取日ヨリ一覽迄ノ日數
- 四十日
- 一、横濱正金銀行ノ電信爲替賣相場
- 一志八片

補償料ヲ計算スルニハ、先ヅ一千磅ヲ一志八片ノ相場デ邦貨ニ換算シナケレバナライ、スルト右一千磅ハ一萬二千圓トナル、而シテ補償期間ハ手形ノ買取日ヨリ一覽迄ノ日數即チ四十日ニ一覽後ノ期間六十日ヲ加算シタル都合百日ナルヲ以テ、算式ニセバ次ノ通り

$$¥ 12,000 \times (0.0034 + 100) \times 100 = ¥ 40.80 \text{ (錢未滿切捨)}$$

即チ補償料ハ四十圓八十錢トナル譯デアル。

尙利附手形ノ一例ヲ擧グレバ、右ノ例ニ於テ手形額面金額ヲ一千圓、利率ヲ年五分、其ノ他ハ同一トセバ、先ヅ補償期間ノ百日ニ對シ年五分ノ割合ニテ利息ヲ算出シ

$$(¥ 1,000.00 \times \frac{5}{100} \times \frac{100}{365}) \times 100 = ¥ 13.6986 \text{ (之ヲ額面ニ加算シタル一千十三圓六十九錢ニ付左ノ通り計算スル。)}$$

$$¥ 1,013.69 \times (0.0034 + 100) \times 100 = ¥ 3.4465 \text{ (錢未滿切捨)}$$

即チ補償料ハ三圓四十四錢トナル。

(二) 荷爲替手形ニ關スル乙種補償

此ノ場合輸出業者ガ銀行ニ提出スル書類ハ甲種補償ノ場合ニ提出スルモノノ外別ニ左ノ書類ヲ提出シナケレバナライ、即チ、

- (イ) 注文アリタルコトヲ證スル書面
- (ロ) 手形ノ振出人ガ輸出組合又ハ其ノ組合員ニ非ザルトキハ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面

(イ)ノ書面ハ注文書ノ寫等ヲ提出スレバ良イノデ、(ロ)ノ書面ハ各地ノ商工會議所等ニ付發給ヲ受ケレバ良イ。而シテ後者ハ一度銀行ヘ提出シ置ケバ其ノ後ハ其ノ事項ニ變更ナキ限りハ其ノ旨ヲ表示シテ之ヲ省略スルコトが出来ル。

次ニ補償料デアルガ、料率ハ甲種ト異ナリ保險的ノ色彩ヲ加味スルヲ以テ甲種ニ比シ割高デアル、即チ、

D/Aノトキハ百圓ニ對シ最初ノ三十日ニ付二圓トシ其ノ後ノ期間ニ付一日六厘六毛

D/Pノトキハ百圓ニ對シ最初ノ三十日ニ付八十錢トシ其ノ後ノ期間ニ付一日三厘三毛

ヲ課スルノデアル、而シテ計算方法ハ甲種補償ノ場合ト同様デアルガ率ガ基本率ト附加率トカラナツテ居ルカラ例

ヲ舉ゲテ説明シテ見ヤウ。

今假ニ銀行ガ左ノ手形ヲ買取ツタトセバ

- 一、手形ノ額面金額 一 千米弗
- 一、手形ノ期間 一 覽拂
- 一、手形ノ支拂地 メキシコ(中米)
- 一、交 附 條 件 D/P
- 一、手形ノ買取日ヨリ一覽迄ノ日數 三十五日
- 一、横濱正金銀行ノ電信爲替賣相場 三十二弗

先ヅ一千弗ヲ三十二弗ノ相場デ邦貨ニ換算スルヲ要スル、スルト右ノ一千弗ハ三千百二十五圓トナル、而シテ補償期間ハ手形ノ買取ノ日ヨリ一覽迄ノ日數即チ三十五日デアルカラ算式ハ次ノ通り

$$\begin{aligned} \text{基本費} & \dots \text{¥}3,125 \times (0.80 + 100) = \text{¥}25.00 \dots \dots \text{[最初ノ} 30\text{日]} \\ \text{附加費} & \dots \text{¥}3,125 \times (0.0033 + 100) \times 5 = \text{¥} 0.5156 \dots \dots \text{残りノ} 5\text{日} \\ & \text{¥}25.51 \text{ (銭未滿切捨) } 35\text{日} \end{aligned}$$

即チ補償料ハ二十五圓五十一錢トナル。

「註」 右ノ補償期間ガ三十日ニ滿タナイトキデモ凡テ三十日分ニ付計算ス。

(三) 約束手形ニ關スル甲種補償

本補償ノ場合ニ於テ輸出業者ガ銀行ヘ提出スベキ書類ハ荷爲替手形ニ關スル甲種補償ノ場合ト同様デアルガ、船荷

證券及送狀ノ各寫ハ商品ヲソウイェト聯邦ヘ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ以テ之ニ代フルコトガ出來ル。此ノ書面ニハ商品ノ名稱、數量、輸出港、仕向先及輸出ノ年月日ヲ記載シナケレバナライコトニナツテ居ル、此ノ證明書ハ對露輸出組合等ニ付發給ヲ求メレバ宜シイ尙手形ガ書換ヘラルル場合其ノ滿期日ガ最初ノ手形ノ振出ノ日ヨリ六ヶ月ヲ超ユルトキハ銀行ガ商工大臣ノ承認ヲ受ケネバナライコトハ既ニ一言シタノデアルガ、此ノトキハ賣買契約書ノ寫ヲ提出サレ度イ。

次に補償料デアルガ約束手形ニハ D/A, D/P ノ區別ガナイノデアルカラ、料率ハ甲種ニアリテハ凡テ百圓ニ對シ一日二厘七毛ノ割合デ計算スル、又手形ノ書換ヘラルル場合ニハ補償料ヲ追納スルヲ要スルガ此レハ書換ノ日ヨリ滿期日迄ノ期間ニ付同様百圓ニ對シ一日二厘七毛ノ割合デ計算スレハ良イノデアル。

今實例ヲ示スニ

- 一、手形ノ額面金額 一 萬 圓
- 一、手形ノ買取日 昭和七年四月一日
- 一、手形ノ滿期日 昭和七年七月一日

トセバ補償期間ハ片落計算ニ依リ買取當日ヲ算入シナイカラ九十一日デアル。

即チ補償料ハ

$$\text{¥}10,000.00 \times (0.0027 + 100) \times 91 = \text{¥}24.57$$

二十四圓五十七錢トナル。

次ニ右ノ手形ガ書換ヘラレテ左ノ通りトセバ

一、新手形ノ額面金額

一 萬 圓

一、新手形ノ書換日

昭和七年七月一日

一、新手形ノ満期日

昭和七年十月一日

補償期間ハ片落計算ニ依リ九十二日デ同様ノ計算ニ依リ二十四圓八十四錢トナル。

(四) 約束手形ニ關スル乙種補償

此ノ場合ニ提出スベキ書類ハ約束手形ノ甲種補償ノ場合ト同様デアルガ唯補償料ニ付テハ其ノ率ヲ異ニスル、即チ、百圓ニ對シ最初ノ三十日ニ付一圓其ノ後ノ期間ニ付一日六厘六毛デ算出スルコトトナツテ居ル、又手形ノ書換ヘラレタ場合ニハ補償料ヲ追納スルノデアルガ、此レハ書換ノ日ヨリ満期日迄ノ期間ニ付百圓ニ對シ一日六厘六毛ノ割合デ計算スレバ良イ。

今前記第一例ヲ引用セバ左ノ如クナル

基 本 率.....¥ 10,000.00 × (1.00 ÷ 100) = ¥ 100.00.....最初ノ 30日

附 加 率.....¥ 10,000.00 × (0.0066 ÷ 100) × 61 = ¥ 40.26.....残りノ 61日

¥ 140.26 91日

即チ補償料ハ百四十圓二十六錢トナル。

次に前記第二例ヲ引用セバ此ノ場合ハ附加率ダケデ宜イノデアルカラ

¥ 10,000.00 × (0.0066 ÷ 100) × 92 = ¥ 60.72

即チ補償料ハ六十圓七十二錢トナル。

最後ニ荷爲替手形及約束手形ニ關スル甲種補償ニ關シ共通ノ事項トシテ、若シ銀行ガ振出人ノ住所若ハ營業所又ハ附屬荷物ノ生産、製造若ハ加工セラレタル地域ニ付疑ヲ抱イタトキハ、之ニ關スル證明書ノ提出ヲ要求スルコトガアルカラ斯カル場合ニハ各地ノ商工會議所等ノ發給スル證明書ヲ提出スル必要ガアル。

以上述べ來ツタトコロニ依リ輸出補償法ノ如何ナルモノデアルカ又本法ノ適用ヲ受クル手續等ニ付大要説明ヲシタノデアルガ、尙實際ニ當リ種々疑問ノ點モ多カルベク不審ノ點ハ何時ニテモ商工省貿易局貿易課ヘ問合セラレ度イ。

附

錄

種別	新舊補償料比較	新補償料	舊補償料	低減割合
荷爲替手形甲種 D/A	百圓ニ對シ一日三厘四毛 (年一分二厘五毛)	年二分	三七、五%	
荷爲替手形乙種 D/P	百圓ニ對シ一日一厘三毛 (年五分)	年五厘	不變	
D/A	百圓ニ對シ最初ノ三十日 ニ付二圓(月二分)	最初ノ一月ニ付三分二厘	三七、五%	
	其後ノ期間ニ付一日六厘 六毛(月二厘)	其後ノ期間ニ付月四厘	五〇、〇%	
D/P	百圓ニ對シ最初ノ三十日 ニ付八十錢(月八厘)	最初ノ一月ニ付日八厘	不變	
	其ノ後ノ期間ニ付一日三 厘三毛(月一厘)	其ノ後ノ期間ニ付月一厘	不變	
約束手形甲種	百圓ニ對シ一日二厘七毛 (年一分)	年一分二厘五毛	二〇、〇%	
約束手形乙種	百圓ニ對シ最初ノ三十日 ニ付一圓(月一分)	最初ノ一月ニ付月二分	五〇、〇%	
	其後ノ期間ニ付一日六厘 六毛(月二厘)	其後ノ期間ニ付月二厘五毛	二〇、〇%	

百圓ニ對スル補償料早見表

荷爲替手形

期	間	20日	30日	40日	50日	60日	70日	80日	90日	100日	100日	120日	120日	130日	150日	
甲種	D/A	0.068	0.102	0.136	0.170	0.204	0.238	0.272	0.306	0.340	0.408	0.442	0.510			
	D/P	0.026	0.039	0.052	0.065	0.078	0.091	0.104	0.117	0.130	0.156	0.169	0.195			
乙種	D/A	2.000	2.000	2.066	2.132	2.198	2.264	2.330	2.396	2.462	2.594	2.660	2.792			
	D/P	0.800	0.800	0.833	0.866	0.899	0.932	0.965	0.998	1.031	1.097	1.130	1.196			
		約束手形														
期	間	30日	40日	50日	60日	70日	80日	90日	100日	120日	150日	180日				
甲	種	0.081	0.108	0.135	0.162	0.189	0.216	0.243	0.270	0.324	0.405	0.486				
乙	種	1.000	1.066	1.132	1.198	1.264	1.330	1.396	1.462	1.594	1.792	1.990				

378  
334



終